

福岡県公報

平成29年6月20日
第3902号

目次

告示 (第432号 - 第434号)

- 青少年に有害な興行の指定 (青少年育成課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画 (環境保全課) 2
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 5
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) 5
 - 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) 6
 - 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) 7
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 7
- ### 選挙管理委員会
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (市町村支援課) 7

告示

福岡県告示第432号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代7月号	雑誌15183-07	三和出版株式会社	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	宗像海線	前	宗像市赤間駅前一丁目131番1先から 宗像市赤間駅前二丁目190番1先まで	18.0 ～ 23.0	500.0

	後	宗像市赤間駅前一丁目 131番1先から 宗像市赤間駅前二丁目 397番12先で	18.0 ～ 27.2	573.0
--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第434号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のように定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち福岡県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ヲに掲げる区域について、平成28年9月30日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成26年度における量（トン／日）
生活排水	4	4
産業排水	6	4
その他	2	2
合計	12	10

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成26年度における量（トン／日）
生活排水	4	4
産業排水	10	7
その他	3	3
合計	17	14

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 平成26年度における量（トン／日）
生活排水	0.3	0.3
産業排水	0.3	0.2
その他	0.1	0.1
合計	0.7	0.6

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活排水対策

削減目標量の達成を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活系発生源の占める割合が大きいことから、市町村と協力して生活排水対策の計画的な推進に努めなければならない。

このため、地域の実情に応じ、下水道、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティプラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水処理の高度化、適正な施設維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、削減目標量の達成を図る。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画及び福岡県汚水処理構想との整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図る。

下水道終末処理場については、施設維持管理の徹底等により排水水質の安定及

び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進する。

合流式下水道については、合流式下水道の効率的な改善を行うための調査・研究を推進するとともに、雨水滞水池の整備、分流化の整備、雨水浸透施設の設置、遮水管の能力増強、雨水吐の堰高の改良、スクリーンの設置、沈砂池のドライ化等計画的な改善を図る。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
31	1,046	918

※処理人口は、実処理人口を示す。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

浄化槽、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラントについては、福岡県汚水処理構想との整合を図りつつ、目標年度までに表5に掲げる処理人口を目標としてその整備を促進するとともに、水洗化・生活排水処理の促進を図る。

浄化槽については、浄化槽設置整備事業の活用等により、浄化槽整備の促進及び管理の強化を図るとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図る。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図る。

コミュニティプラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図る。

なお、浄化槽については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、福岡県浄化槽法施行細則（昭和60年福岡県規則第51号）、福岡県浄化槽事務取扱要領（昭和60年10月14日60整第601号衛生部長通知）、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年規則第13号）等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、処理施設の維持管理の徹底及び改善等により、排水水質の安定及び向上に努める。

表5 処理形態別汚水処理人口

年度	処理形態	処理人口（千人）
31	浄化槽	66
	農業集落排水施設	14
	漁業集落排水施設	0*
	コミュニティプラント	0

※処理人口は、実処理人口を示す。

* 漁業集落排水施設の処理人口は、500人未満。

ウ その他の生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、関係市町村と協力し、生活排水対策についての啓発、普及を推進する。

また、特に対策が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策に計画的、総合的に取り組む。

(2) 産業排水対策

産業排水については、総量規制基準の設定及びこれに基づく事業場立入検査の実施等により、事業場の総量削減を推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、立入検査、水質検査等を行い、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図る。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、削減目標量の達成を図る。

なお、総量規制基準に係るCc等の値は、環境大臣が定めた化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第134号）、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の

区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第135号）及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成18年環境省告示第136号）により設定することとし、一部の業種については、製造工程等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定することとし、引き続き現行の総量規制基準を適用する。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

特定事業場のうち、総量規制基準が適用されない工場・事業場については、汚水等の処理の方法等に関し、報告の徴収及び立入検査を実施し、福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領、北九州市小規模事業場排水水質改善指導要領等に基づき必要な指導等を行うことにより削減目標量の達成を図る。

また、その他の事業場等については、適宜必要な調査を実施することにより排水の特性等実態の把握に努めるとともに、必要に応じ指導、助言等を行う。

(3) その他の発生源に係る対策

その他の発生源である農地、畜産及び養殖漁場については、それぞれ次の施策を推進し、削減目標量の達成を図る。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律（平成11年法律第110号）、環境と調和のとれた農業生産活動規範（平成17年農林水産省）、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成18年11月福岡県）等に基づき、農業環境規範の普及、エコファーマーの認定、ふくおかエコ農産物認証制度、施肥量の適正化、有機質肥料の利用による化学肥料の低減等により、環境負荷の軽減等に配慮した環境保全型農業を一層推進し、肥料施用量の低減を図る。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画（平成21年3月福岡県）等に基づき、家畜排せつ物処理施設の整備、指導体制の整備等により、家畜排せつ物の適正な処理を推進する。

また、耕畜連携の強化による良質堆肥の安定供給を推進する。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずる。

3 その他削減目標量の達成及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 人工海浜、干潟・藻場の造成・保全

響灘・周防灘（豊前海）に残された干潟・藻場を保全するとともに、豊前海において、生態系に配慮しつつ、砂浜、干潟・藻場の造成等を盛り込んだ事業を推進する。

また、護岸整備等を行う際は、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

(2) 水質改善に資する養殖等の取組の推進

水質改善に資する取組として、海域中の自然にある栄養塩類や餌を利用して行う藻類養殖、アサリの移植等を推進するとともに、漁業について、漁獲量の管理、資源回復計画、魚介類の生育に適した住み場や餌場の造成などにより、漁場生産力の向上や水産資源の増大を図り、水産生物の安定的な漁獲を推進する。

(3) 河川及び海域の環境整備

河川及び海域の環境を改善するため、必要に応じ、次の事業を推進する。

ア 河川及び沿岸部の汚泥のしゅんせつ

イ 河川の流量確保

ウ 沖合漁場の覆砂

エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業

(4) 里海づくりの推進

人の手を適切に加えることにより生物多様性及び生物生産性が高まった里海をめざし、里海概念や重要性について啓発を図る。

(5) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量の状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、関係機関の相互協力のもと、河川

等公共用水域の水質監視、工場・事業場に対する立入検査等の実施による総量規制基準の遵守状況の監視及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図る。

(6) 教育、啓発等

水質総量削減の目標を達成するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、水質総量削減の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図る。

事業者に対しては、各種の講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び削減目標量の達成のための努力と協力を要請する。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践及び一般ごみの不法投棄の防止等に努めるよう広く啓発等を行う。

児童、生徒に対しては、学校教育等の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及及び啓発に努める。

(7) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、国において進められているきれいで豊かな海の確保に関する検討に参画し、地域の漁場環境に適した水質管理方策等について連携して検討を進めていくとともに、水環境における汚濁機構の究明と保全施策の効果に関する研究並びに必要な排水処理技術の調査研究及び普及に努める。

(8) 中小企業の助成措置等

中小企業等が行う水質汚濁防止のための施設等の整備については、融資制度の周知に努める。

(9) 計画推進のための関係機関との連絡調整

国、県、関係市町村等と緊密な連携を保ち、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、もって本計画の円滑な推進を図るものとする。

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都

市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成29年6月5日古賀市告示第103号）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州防衛局長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（用地測量、基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
行橋市、築上郡築上町、京都郡みやこ町	平成29年6月1日から 平成29年8月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
---------	---------

遠賀町大字広渡・別府地内

平成29年5月23日から
平成29年8月31日まで**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により小郡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値写真地図作成（レベル1000））

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
小郡市全域	平成29年5月8日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス久留米国分店

(2) 所在地 久留米市国分町字但ノ牟田1327番1 外3筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ケーズデンキ久留米店

(2) 所在地 久留米市東合川五丁目2番10 外35筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等

意見なし

(2) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(3) 廃棄物に係る事項

意見なし

(4) 街並みづくり等への配慮等

当該地域は景観法に基づく久留米市景観計画において周辺市街地地域に該当しており、景観への配慮が必要な地域であるため、計画趣旨に沿うよう施設の配置構造を工夫するよう努めること。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社久保工業

(2) 所在地

筑後市大字富重549番地の1

(3) 代表者

代表取締役 久保 力

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成29年6月5日

4 処分の理由

有限会社久保工業は、平成29年4月20日午後4時に福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したため、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
友枝土地改良区	平成29年6月9日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町江浦町宇東百姓開583番、585番及び1027番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

柳川市大和町塩塚1242番地1

武末 剛宏

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したため、同条第3項の規定により公告する。

平成29年6月20日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
武島土地改良区	平成29年6月9日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第53号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったため、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成29年6月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

武内幸次郎後援会	定野 篤	武内 三男	京都郡苅田町大字上片島2222-2
たはら耕一後援会	中原 孫和	平山 勇	糸島市井原1288
田原むねのり後援会	内藤 慎吾	佐野 幸二	築上郡築上町大字越路1173-2
つかもと良治後援会	塚本 良治	塚本 裕子	春日市日の出町4-19-1
出利葉義孝後援会	出利葉義孝	出利葉美智子	遠賀郡水巻町樋口東1-11
頭山しんたろう後援会	頭山晋太郎	頭山 祥	福岡市南区高宮2-3-5フルール・ド・高宮701号室
とくしま真次後援会	徳島 真次	徳島 晶子	鞍手郡鞍手町小牧2079-14
中尾まちこ後援会	板橋 君代	澤田 巧	みやま市山川町尾野600-2中尾眞智子方
中西定美後援会	中西 定美	中西 幸子	遠賀郡芦屋町西浜町13番4号
仲野照明後援会	仲野 照明	仲野美喜恵	直方市大字永満寺2477-1
ナカヤマ信和後援会	中山 信和	中村己年人	田川郡川崎町大字川崎447-1
のがみ順子後援会	吉村 解枝	原野 志乃	糟屋郡志免町片峰2-3-29
のみ山秀仁後援会	許山 秀仁	許山 忠己	古賀市天神1-8-36
橋本真助後援会	中村 徹	橋本 恵	京都郡みやこ町国作164
馬場一榮後援会	馬場 一榮	吉川 重信	北九州市門司区大里東2-6-26
原口和人後援会	原口 和人	原口 淳好	久留米市東町38-7
平井やすお後援会	平井 康夫	平井 圭子	糟屋郡志免町志免2-27-12
平木いちろう後援会	平木 一郎	平木 雅孝	大川市榎津311-1
ふじさわ悟後援会	藤澤 悟	藤澤 悟	田川市大字伊田3771
ほし正彦後援会	福島 守	星 久美子	鞍手郡鞍手町大字小牧2333-89
松岡久代後援会	中嶋 力馬	岩切奈緒美	田川郡川崎町大字田原191-3
松尾よしみつ後援会	村上 泉	田中 廣毅	春日市小倉3-212-101号室
三角良人後援会	三角 良人	三角 節子	糟屋郡須恵町大字旅石749
山村たいじ後援会	山村 太二	山村 公人	久留米市国分町1448-6
横尾武志後援会	志垣 拓哉	横尾しのぶ	遠賀郡芦屋町高浜町3-3
横木りょうた後援会	横木 僚太	長友 大陸	福岡市南区高宮5-9-1-302号
横山久義後援会	横山 久義	有吉 武喜	糟屋郡篠栗町大字乙犬431
吉武文王後援会	吉武 文王	平野 頼貞	遠賀郡水巻町頃末南3丁目20-7
和神慧政塾	月足 和男	月足 和男	久留米市上津町2192-280-330